

職員の分限に関する条例

[令和5年3月1日]
[条例第3号]

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給並びに失職の例外に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 前条に定める職員の分限に関する事項については、豊岡市職員の分限に関する条例(平成17年豊岡市条例第35号)の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の廃止)
- 2 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成7年北但行政事務組合条例第13号)は廃止する。